

平成21年第1回美祢市議会定例会会議録(その2)

平成21年3月2日(月曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
病院事業局長	藤 澤 和 昭	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 縣 博 行	総合観光部長	山 本 勉
総合観光部長	篠 田 清 実	観光総務部長	羽 根 秀 実
観光振興部長	齊 藤 寛	総 務 部 長	佐々木 郁 夫
総 務 部 長		財政課 長	
監 理 課 長		総合政策部長	
		企画政策課長	

教 育 長	福 田 徳 郎	教 育 委 員 会 長	國 舛 八 千 雄
消 防 長	金 子 正 治	教 育 委 員 会 長	坂 本 文 男
秋 芳 総 合 長	小 田 村 治 久	支 所 長	矢 田 部 繁 範
代 表 監 査 委 員	三 好 輝 廣	上 下 水 道 課 長	井 上 眞 智 子
会 計 管 理 者	久 保 毅	監 査 委 員 会 長	古 屋 安 生
市 民 福 祉 部	五 嶋 敏 男	農 業 委 員 会 長	佐 伯 由 美 子
地 域 福 祉 課 長		農 事 委 員 会 長	
		市 民 福 祉 部	
		健 康 増 進 課 長	

5 . 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 議員提出議案第 1 号 美祢市議会の議員報酬の特例に関する条例の  
制定について

日程第 3 一般質問

1 大 中 宏

2 岡 山 隆

3 南 口 彰 夫

6 . 会議の次第は次のとおりである。

午後 1 時 0 0 分開議

議長（秋山哲朗君） 本日の会議は、あらかじめ御連絡いたしましておりますとおり、会議規則第 9 条第 2 項の規定により会議時間を繰り下げ、これより会議を開きます。

この際、事務局より、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第 2 号）、議員提出議案第 1 号、議案付託表、以上 3 件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 8 0 条の規定により、議長において、柴崎修一郎議員、田邊諄祐議員を指名いたします。

日程第 2、議員提出議案第 1 号美祢市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

この際、提出者から提案理由を求めます。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

2 0 番（大中 宏君） それでは、美祢市議会の議員報酬の関係について御説明を申し上げます。

これは去る 2 月 2 0 日、並びに 2 月 2 7 日、それ以前にも議運なり、また全員協議会等を開きまして、それぞれ皆様方に御相談を申し上げたところでございます。が、きょう、提案を正式に申し上げるものでございます。

美祢市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてでございます。

美祢市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を次のとおり制定するものとする。平成 2 1 年 3 月 2 日提出、提出者、大中宏、賛成者、荒山光広、布施文子議員、佐々木隆義議員でございます。

美祢市議会議員の条例でございますが、美祢市議会議員の平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間における議員報酬の額は、美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 0 年美祢市条例第 2 4 1 号）第

2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める議員報酬の額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、同条例第4条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬の額については、この限りでない。

附則、1つ、この条例は、平成21年4月1日から施行する。2、この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

以上でございます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議員提出議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。岩本議員。

8番（岩本明央君） 私は、100分の95という数字が出ておりますが、世間一般、大変厳しい情勢にあります。よって、私は100分の80を私の意見として提案申し上げます。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議員提出議案第1号は、所管の委員会へ付託いたします。

ちょっと議場の発言席を移動しますので、しばらくこのままでお待ち願いたいと思います。

日程第3、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。大中宏議員。

〔大中 宏君 登壇〕

20番（大中 宏君） それでは、一般質問を申し上げます。

開政会の中です、まあ、改めて言うまでもありませんが、3月定例会における一般質問で、「美しい自然を守る美化作業に愛の手を」と、抽象的な質問項目とはなりますけど、大変重要なことなので、この3月定例会で質問をさせていただきます。

過疎・高齢化は相変わらず歯どめがかからず進行するばかりです。特に、山間部

ほどその傾向が強く、このままの状態が続けば、幾つかの集落は崩壊をしてしまいます。

全国における75歳以上の人は、20年後には今の倍になるというふうに言われておりますが、美祢市では、もっと早く進行するのではないかというふうに思います。特に、現在、集落の平均年齢が77.2歳というところもあります。

9月定例会での市長さんの答弁では、限界集落が57地区とか、そういうふうには回答をされております。実に全体の13%ということですが、これは、とてつもない高い数字になっております。

高齢化率も32%と、一集落10戸以下の地区も29%と、これが今の美祢市、まあこれは美祢市に限ったことではないと思いますけど、中山間地における現状の姿です。10年後には40%、25年後には、もう50%にもなるというふうな数字も出ております。

その中で、自分自身、もう既に身の回りのことすら思うようにできない人たちもおられます。ますます深刻な事態へと進んでいくことは間違いありません。集落の崩壊が大きくならないうちに、傷が浅いうちに、少しでも手の届く愛の手を差し伸べていくべきではないかというふうに思います。それが何よりも大切じゃないかと思えます。美しい自然を守り、「若者にも魅力のあるまち」をつくるのが大切です。

新市基本計画、これ、10年計画の中にも、うたってありますけど、これに関係する項目を若干挙げてみますと、住民の利便性の向上。豊かな自然環境の保全、自然と調和し潤いと活力に満ちた安らぎと交流の郷づくり。豊かで美しい自然は、まちづくりを進める上でも貴重な財産。森林や河川の整備など、自然と共生する計画的な整備が求められております。自然を感じながら豊かに生活を営む空間として整備・保全を行います。

また、高齢化に伴う労働力の確保対策、担い手・後継者の育成。また、企業、ボランティアなどさまざまな連携や協調が重要であると。そして、住民の提言、提案を政策に反映できるシステムの構築。これはほんの一部にすぎませんが、活字ばかりだけでなく、実行に移してこそ初めて生きたものになってくるんじゃないかというふうに思います。

皮肉なことに、河川の上流地域になるほど過疎化・高齢化がひどくなります。日

常生活での身の回りの世話だけで、もう精いっぱいの人たちがたくさんおられます。そんな地区ほど、田んぼの法面の草刈り作業も大変多く、それに比例して河川の草刈り作業や道路法面の草刈り作業も大変多くなってきております。

特に、河川の草刈り作業は危険と重労働、しかも、刈る時期が夏と重なりますので極暑との戦いです。大きな石が川土手や川の中にごろごろしております。時には、川の中に入ってまで作業をしなくてはならない場所もあります。水の中での作業は、特に危険で、コケで滑って転ぶこともあり大変な作業でもあります。

若い人たちでさえ大変危険な作業になっております。人手が足りないと仕事になりませんので、年老いた人たちも草刈り機を担いで作業に参加されております。しかし、どうしても作業のできない方々は仕方なしに人を雇って、これに努めておられるというのが現実の姿です。

道路法面の作業も、足場の悪いところは大変です。途中で上から刈っても下から刈っても、手の届かないところもたくさんあります。高齢者にとっては大変な作業であると同時に、もう既に不可能に近い、かつ、またこれも大変危険を伴う作業です。

この件について、何かよい方法はないものかというふうに思いまして、ある職員に相談を持ちかけたんですが、その職員から出た言葉は大変な意外な言葉で、河川の草刈り作業は、県のほうから補助金が出ておるので、別に私のほうではよくわかりませんというふうに、何か他人事のようなふうに聞こえました。私は非常に残念でならない。特に、そういうふうな関係者の職員が、そういうふうな知識がそんなにもないんだろうかというふうに、もう腹が立つような思いでした。

まあ、わずかの補助金が出ております。これは、この暑い盛りに、のどの渴きを潤すお茶代にもなりません。おなか減るし暑いし、草刈り機の刃もすぐ、大きな石や何かにぶち当たって、1枚、今、8枚刃では作業ができませんので、ほとんどチップソー使いますけど、チップソー1枚でさえ1,000円から以上すると。この草刈り機も実際に作業する。作業を終わってみますと、ほとんどの先が飛んでおるといふような状態で、既に使い物になりません。その上、油代もまた高くなってきておると、まあ最近、少し下がったんですけど、こういうふうな面で本当に大変になってきます。

しかも、その上、人を雇ってまでしたら大変な出費で、これはもう既にボランティア

イア活動とは言えないんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに、その職員が住んでおる地域は、別に河川の草刈りってわずかしかなかったり、道路法面かて、ほとんど道路ともう田んぼ、あるいは、ほかのところは全く平らなところで、そういうふうな関心がないのも仕方ないんじゃないかというふうな思いもしました。

いずれにしても、こういうふうな炎天下での作業等は高齢者にとっては大変な作業です。道の法面の作業についても、最低年3回ぐらいは行わなければ、本当にみっともないなというふうな感じを受けるわけです。こういうふうなことで、ひとつぜひ温かい手を差し伸べてもらいたいと。

特に、農業は地方の基幹産業でありますし、農業の衰退は農村の危機であり、地方経済の衰退にもつながってきます。ぜひ温かい手を差し伸べていただきますように。

また、同じ市内でも、地区によっては大変大きな差があると思います。全然草刈り作業をしないところもあります。また、草刈りをして、ほんのわずかな時間で済む見やすいところもあると思います。

現在、美祢市には434地区ありますけど、その中で河川の草刈り作業を行っているのは何地区ありますか。また、道路の法面の草刈り作業を行っているのは何地区でしょうかお伺いしたいと思います。また、その両方の作業を行っているところもあると思います。これも何地区ぐらいあるかと思いますが。

また、河川の草刈り作業で、これも河川によっては長いのもあれば短いのもある。これは長さだけではいけないと思います。やはり幅、これも非常に重要になってくると思います。そういうので、大体長いのはどれぐらいか、短いのはどれぐらいであろうかというようなことをお聞きしたいと思います。

また、県から補助金が出ているということですけど、私の調べたところでは、本当に県から補助金が出ているかどうかちょっとよくわかりませんが、その基準は、もしわかれば幾らになっておるかお教えいただきたいと思います。

また、美祢市独自の助成があるのかどうか、もしあれば教えていただきたいというふうに思います。

以上6項目について第1回目を質問を終わりとしたいと思いますけど、いずれにしても、21年度よりひとつ財政的にも大変苦しいでしょうが、河川や道路法面の

草刈り作業など、ひとつ美祢市主導での温かい心のこもった方法で実施していただくことを強く要望いたしまして、壇上での質問とさせていただきます。

〔大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 大中議員の「美しい自然を守る環境美化作業に愛の手を」との御質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、過疎・高齢化の進行に伴う河川や道路法面の草刈り作業対策についてであります。

道路や河川は、市民の日常生活に密接にかかわるもので、市民の安全を確保するため、常に適正な維持管理が求められるものであります。

議員御指摘のように、草刈り等の環境美化活動は、古来、地域に住まわれる人々により行われてきましたが、高齢化、それから過疎化によりまして、地域みずからでの対応が難しくなっているのが現状であることは認識をいたしております。

しかしながら、近年整備された集落と、集落をつなげる山間部の路線など、受益者の範囲を超えた道路等については、行政がその維持管理を行うべきであるものというふうにも考えております。

けれども、現在、市が管理をする河川は71河川ございまして、その延長が88キロメートル、また、市道につきましては1,084路線ございまして、延長が646キロメートルございます。これらを市がすべてを維持管理をするということは、財政的な面だけからも非常に難しいというふうに考えております。

次に、各草刈り作業実施地区の内訳であります。平成20年度において、河川については作業を実施しておらず、地元の方々にお任せをしている状態でございます。

一方、市道につきましては通過交通が多く、交通安全上に特に必要と思われまして61路線、延長99キロメートルの草刈り等を実施しておりまして、その割合は市道全体の15%程度となっておりますのでございます。

その中で、旧美祢地区では、2年前より協働の意識を持って対応していただくための一つの試行といたしまして、市内の土木業者団体と地域住民のボランティアによりまして、市道20路線、延長34キロメートルの除草業務を行っていただいております。

おります。

次に、河川や道路の1戸当たりの長さでありますけれども、単純に、市の管理河川の延長だけを全世帯で割りますと、1世帯当たりが延長が約10メートルになります。また、市道については、1世帯当たり延長約60メートルということになるかと思えます。

しかしながら、地域によっては、1世帯当たりの河川及び道路の延長が100メートルを超えるというところもございます、このような地域では、住民だけでは地域の住環境整備をすることは難しくなっていると認識しておるところでございます。

次に、県または市の補助金についてであります、現状では、全市に共通をする補助制度は設けておりませんが、秋芳地区では市道の草刈りを実施した地区に実施報告書の提出をしていただき、検査の上、1戸当たり500円の草刈り報償費を支出をする制度を、旧町ですから、昭和50年ごろよりやっておられまして、引き続きそれを実施をしておるというものになっております。

また、全地域には、環境衛生推進協議会の活動の一環といたしまして、河川の草刈りなど実施されているところもございます。

農村の住環境を地域ぐるみで守る共同活動を支援をする「農地・水・環境保全向上対策事業」の中で、道路等の草刈り作業も併せて取り組んでいただいております。

次に、これら草刈り時の危険対応を含む対策の一つといたしまして、市では、市民の社会奉仕活動におかれまして、市民が万一事故に遭われた場合に、見舞金等が支払われる保険を掛けておりますが、これには、市から依頼を受けた活動であること、また、無報酬であること等の一定の条件がございます。

また、通行車両が多い道路沿線の草刈り等は、通行車両との事故も考えられることから、道路工事等に精通をいたし、また、労務災害の対応が確立をされている土木業者に実施してもらうことも必要と考えております。

市民による環境美化作業に対します支援策は、今後、全市一元的に整備をしていく必要があるというふうに考えております。

その際、重要なことは、「住民によるべきは、住民の手で」という自治・協働の精神を基調とすることではありますが、限界集落等、過疎化や高齢化のため地域の集落機能が低下をしている場合は、特別な支援も考慮するなど、めり張りの効いた支

援策を今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

壇上よりの御回答は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） それでは、1回目の回答をいただいたわけですけど、これ、道路ということで、市道、市道というふうに言われましたけど、私の言っているの、市道っていうのは、もう既に生活道そのもので、日常的には、もう既にそれぞれの人たちが管理をしていると思うんです。

主が国道、県道の法面作業ということが大変問題になってきておるわけですけど、この市道と言われた中に国道、県道がこの中に含まれているのかどうかということと、それから、秋芳地区で市道の草刈りがされた場合には、今、戸当たり500円ですか、いうふうにされましたけど、これについても、市道というふうに回答されましたけど、これも国道、県道が入っておるのかどうか。

また、作業の内容、これ、路肩だけの場合もあれば、法面ということもあります。それから、それにおけるところの戸数に対して戸当たり500円というふうにありますけど、その地区で刈られた分については、その地区で出られた方だけの戸数となるものか、あるいは、例えば広い地区でやって、それに参加された人数なのか戸数なのか、戸数と人数では若干違うと思うんですね。

というのが、戸数となると、もう限られていますけど、人数となると、家によったら、うちにはまあ今おるから2人出ようかというふうな方々もおられると思うんですけど、戸数と人数は同じものかどうか。

また、せっかく秋芳町でそういうふうなことがやられているんなら、ほかの地区でも、やはり同じようなことを作業をしているわけですね。そうすると、なぜ秋芳地区で、まあ今までやられたおった関連かもわかりませんが、なぜ秋芳地区だけでやられて、ほかの地区ではこれは適用されないのか。

それから、市からの補助金はないと。万一の事故に備えて見舞金が払われた。しかしこれは、市からの要請に基づくものであって、しかも無報酬であると。これ、いろんな形で、市道についてはさっきも言いましたように、生活道としての役割でみんなが無報酬で日ごろからきちっとやっております。別に市から要請されてするわけではありませんが、そういうふうな、これは私が昔は、今はどういうふうになっているかよくわかりませんが、ボランティア保険というのがあるわけですね。こ

れに私は該当するような意味合いがあるんじゃないかというふうに思いますが、この場合に、死亡共済金は幾らか、けがをした場合の通院共済金は幾らか、入院共済金は幾ら出るのか、この中身についてもお聞きしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 大中議員の再質問にお答えします。

まず、先ほどの市長答弁には、県の補助的なもの云々がちょっと示されなくて申しわけなかったわけですが、平成18年より、国道・県道等に、きらめき道路サポート事業といいまして、要件は、道路、国道・県道の沿線で、延長300メートルを超えるものを草刈り等をしていただく場合には、そういう事業があります。それには、今現在お聞きしたところ、2カ所ぐらいのものがあるように聞いております。それは先ほどの内容のちょっと継ぎ足しということで。

それと、秋芳地区につきまして報償費で対応していると、それは旧町時代からの続けられたものでございます。それについては、各地区で世帯数割で、世帯数で、1人出られたら、まあ2人出られても世帯数カウントということで500円、それは1年間何回出られても1回ぼっきりということで対応しているということでございます。

旧美祢市のほうで先ほど紹介しましたが、土木業者に労災上のこともございますので2年前から対応しています。それについては、草刈り等刈った場合に、刈った草が一般廃棄物になるということで、それを適正に収集しまして処分した場合に経費が莫大かかるということで、その地域の方々の御協力を得ながら、その草を処分というか置かしていただいて、肥料等に使えるという前提でやられることで、地域と土木業者一体になってやってもらううちゅことでボランティアとしておりますが、それには少ないですが経費等含んで対応しています。

このように、各地区試行の段階で、長く続いたもんもございしますが、試行の段階でやっておるのが現状でございます。

大中議員言われるように、地域の格差が、今現在あるわけでございますが、その辺、今後、調整を図る素質はもちろんございます。大変苦慮されていることも、ますます深刻化になっていることも、将来にわたる大きな課題というふうに認識しております。すぐさまの解決策はないわけでございますが、現在、旧美祢市地区で試行しております区域の拡大を今後考えていこうということで考えております。

いずれにしても、限界集落化ということで地域の環境整備の衰退につながっておりということで、大きな社会問題とあるというふうに理解しております。今後とも、議員の皆様方を初め、地域とともにお互い知恵と工夫を出し合いまして生かして、工夫が必要になっていくことは不可欠であります。今後、二、三年を目途としまして一元的な管理を考えようということで認識しております。

それと、ボランティア保険についてでございますが、奉仕活動の關係のボランティアについて、私のほうでちょっと認識が薄いもので、その辺については御回答は後日にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（発言する者あり）

申しわけございません。秋芳地区で地区でやられる場合に、市道以外に国道・県道においても地域にやられる場合、どれだけの範囲をやられるか、国道・県道・市道にかかわらずすべてを対象にして、世帯の戸数でカウントして報償費として支払われております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） ちょっと私の納得のいく回答がちょっといただけなかったんで仕方がないんですけど、道路や河川は、市民生活に直接、密接に関係しているわけです。市民の安全を確保するため、適正な維持管理が求められてくるのは当然なことだと思います。

これはもっともなことでありますし、しかしながら実際には、これはほとんど行われていないということが現実の姿じゃないかというふうに思います。道路や河川の草刈りは、自ら対応してやっておるわけですけど、大変困難になっていることは重々承知しているということでございますけど、これも実際に承知をしておりますながら、なかなかやれないと。

先ほど、伊藤部長のほうからも、二、三年を目途にひとつこれから考えて、全市的なことで考えていきたいというふうなことでございますが、第1回目の回答では、これ任せておると、各地区に任せておるということで回答がされておりましたけど、任されているということ、言い方はいいかもわかりませんが、悪いほうにとれば、もう任せっ切りにしておるか、頼り切っておると、その地区の人たちに頼り切っておるといようなことも考えられるんじゃないかというふうに思います。

現在、行っている草刈り作業は、本当仕方なしにやっておるんですけど、このままの状態では、もう、すぐ中止せざる得ないような状態になるところがたくさん出てくると思います。

で、市が管理する市道の延長が646キロというふうに言われましたけど、これ、ちょっと国道・市道が含まれているかどねえかというような回答、ちょっといただきませんでしたのでわかりませんが、そのうちで15%部分が、土木の人たちと実際にやっておられると、交通量が激しいということですけど、これ、交通量が激しいと土木業者と一緒にボランティアでやっておられるということは、ほとんど路肩の私は除草作業じゃないかというふうに思います。

これ、路肩は、そういうふうに確かに交通量の多いところは大変でしょうが、法面については、これは別に交通量には関係ないんで、法面については、恐らく除草剤の作業はやられてないと思います。法面に除草剤やると完全に崩れてしまいますよね。ですから、私はこれ以外の法面についての作業と、先ほど言いました河川の作業について質問しているわけですけど、これはひとつぜひ、法面についてのほうを主体に考えていただきたいと。

先ほどの交通量の頻繁のところは無理と言われましたけど、これは当然だと思います。これ、環境整備作業で缶拾いやらごみ拾いなんかしていますけど、これも交通量多いんですけど、仕方なしに安全に努めながらみんな奉仕作業をしているわけですけど、草刈り作業については、法面のほうが基準になっているので、ひとつその点もよく考えていただきたいというふうに思います。

それから、秋芳町、先ほど言いましたように、支払いがされているの、これを全市的にそういうふうに広げられる意向があるかどうか。へで、秋芳町がやられておるの、先ほどちょっと回答ではよくわかりませんでしたけど、路肩だけじゃなしに法面の作業を含んで行っているのはどうか。かなり、法面でも、幅が1メートルのところもあれば2メートル、5メートルになるところもあるわけですけど、それもただ一律に云々ということはちょっとどうかと。ある程度、面積的な面も考えていくべき必要があるんじゃないかというふうに思いますが、これについてもどういうふうに考え、これから先考えていかれようとするか。

また、実際に河川については、環境衛生推進協議会より支給されております。これ、河川の作業に対して支払われておるんですけど、これは各地区均等割が3，

000円と、戸当たりが200円になっております。

これは、その地区の戸数で、住民票が登録されている戸数で掛けた人数になるので、特に山間地等においては、戸数も減少してきておるといふうなことで、高齢化の上に戸数が少なくなっていると、人間が少なくなっていることで、作業についても大変なことですけど、これを本当に先ほど言いましたように、暑いときのものを潤すお茶代にもなりません。

それから、「農地・水・環境保全向上対策事業」といふうに取り組んであるところもあるといふうなことでしたけど、この「農地・水・環境保全向上対策事業」といふのは、これは耕地を中心にしたものであって、これにおいては、やはり草を刈ったところは、その草の、今までは放置しておったんですけど、それを除去して処分しなければならないといふうな条件がついております。

これは、この事業を使えば当然ですけど、これは取り組んでおるところもあれば、取り組んでいないところもある。これは各地区の話し合いの上で、そういうふうなことは自主的に決めてやっておるわけですけど、これはこのたびの河川、あるいは道路法面の草刈り作業とはまた違った面があると思います。

そういうふうなことで、これら、ちょっとまあこれ以上、先ほどの回答についての質問をしても、適当な回答が得られんのではないかといふうに思いますので、私のこれから先、伊藤部長が言われましたように、これから誠意努力して取り組んでいくということを回答されましたので、この点については回答は要りませんが、山林や農地の荒廃、特に河川の上流地区の荒廃というものは、洪水等の危険性もあります。また、地域だけでなく、下流の集落や都市地域にも重大な影響を及ぼす可能性が十分にあります。

河川をきれいにしておけば、通行に、道路から物を投げたり、あるいは、よその地から来て物を捨てたりといふうなようなこともなくなると思いますし、美化作業にもつながってきます。そういうふうなことで、下流地域においても非常に大切になってくると。

また、漁業関係についても、いい水を供給するという面においても大変重要になってくると思いますので、私は、下流地域なども含めたそういう対策事業、県が森林業というようなことを各500円ずつ掛けておりますけど、それをある程度活用することができるんじゃないかと。

それについては、河川もというふうなことがうたっています。それ以外にも、今、盛んにまず財政状況が悪いのでいろんな形で目的税を、また求めていくというふうなことも言われております。そういうふうな関係についても、ある程度、これから先、考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

また、先ほど言いましたように、新市基本計画の中にも、美しい自然を守ると、森林や河川の整備、市民と行政が協働してまちづくりを行うというようなことが、ちゃんとうたっているわけです。

で、市民の要望どおりには、なかなか財政面から考えてできないと思いますけど、せめて今、本当に直面しておるもの、河川や道路法面の草刈り作業を、今すぐこの対策について、二、三年と言わず、もう平成21年度から、ぜひこれを実施していただくように考えていただきたいと思います。そうしないと、これ、もし事故があって、まあ小さな事故ならまだまだしも、死亡事故にもつながりかねませんので、ひとつぜひ取り組んでいただきたいと。

それから、1月27日に成立をしました国の補正予算にも盛り込まれております金融雇用対策事業、これ、道路・河川の維持管理業務というのがきちんとうたっております。これも、ある程度、活用することができるんじゃないかというふうに思います。

介護や農業関係といった将来にわたって人手が必要とする分野で、これにも自治体に援助するというようなことはうたっておりますけど、これと併せて、ひとつこの面も、この事業を活用することによって、かなり多くの仕事が、雇用対策にもなりますし、また、地区住民の特に高齢化の進むところにおいては、大変私は助かることじゃないかというふうに思います。これらの点についてどのように考えておられるか、再度、質問させていただきます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大中議員の再々質問ですが、大中議員のおっしゃることはよくわかります。私も、一地域の住民として、4月には協働作業で草刈りなり河川の作業をやっております。非常に大変というのはわかっております。

壇上の御回答で申し上げたように、基本的には、それぞれの地区というのは、そこに住んでおられる方が守っていく。そして、それができないところを行政が皆さんから税金をちょうだいしているわけですから、皆さんの市民の方の了解を得て、

その税金を使ってやっていくということ。

なおかつ今、過疎化、高齢化進んでおるということで、その分ができにくいということがありますので、どうかという御質問の本来的な審査等々、非常によくわかっております。

私も、この潤沢な財源を持っておれば、ぜひともやりたいというふうに考えておりますけれども、今、大中議員がおっしゃいましたように、我々のこの中山間の地域というのは、すばらしい森・山、それから農地でもっておりまして、水をつくって、そしてすばらしい空気もつくっておって、人情味豊かな人も住んでおるということで、都市に人口が集中しておるけれども、その都市にもその人間を送り出しておるということ。

ですから、この中山間、俗にいう田舎ですけれども、我々のところだけにかかわらず、全国のこういう地域は国全体を支えておるとい根本的な部分を持っております。

ですから、この地域だけの住民の方からちょうだいをする税金だけでは賄えないということも確かでございます。ですから、国策として国がこのことについて重点的に将来の日本を見越してこの田舎がだめになったら、国もだめになると申し上げ続けておる状況でございます。その財源が確保できるのであれば、私も、真っ先に今のことをやってみたいというふうに考えています。

今、旧秋芳町は500円を出しておられるということで、合併協議の段階で、そのまんま旧秋芳町域だけについては、それを引き継いでおりますけれども、壇上で申し上げましたように、どうか一元的に、この500円ということではなしに、どういう形になるかはわかりませんが、新しい美祿市として、どうすれば地域を守っていけるかということを考えていきたいというふうに考えております。

しかしながら、その財源を確保するというのも重要な役割でございますので、市民の方が持っているいろんな要望がございます。何を優先して、この市民の方からちょうだいをした税金を投資をしていくかということが、私に抱えさせられた大きな使命であると思っておりますので、御質問でおっしゃられたことを念頭において、また議会とも相談をさせていただきながら、その予算の執行についてはやっていきたいと、的確にやっていきたいというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 大中議員。

20番（大中 宏君） もうこれで最後の質問としてさせていただきたいと思いますが、私たちは、皆さん言われるのは、お金が欲しいんじゃないんです。いわゆる労力が欲しいわけですね。実際に、したいのはやまやまなんです。

私も実際、私ごとで大変申しわけないんですけど、人が1日出るところを2日も出て、実際に草刈り作業、特に河川が大変ですから草刈り作業を行っています。

また、市道については、田んぼの多い方の法面が、非常に市道ののり面が高いと、約5メートルあります。ここ、約200メートルぐらい、村民の人が刈っておられます。で、地区としても大変だからというんで、年3回は、上と下から、草刈り機がたう範囲内で、そういうふうな努力をしております。

私のところも、河川については3,000と、戸数が10戸ですから、2,000円で5,000円ほどいただいております。これは先ほど言いましたように、本当お茶代で、あと腹減るし、大変な草刈り機の刃にもありませんけれども、草刈り刃は「農地・水・環境保全」のほうから、草刈りの刃をいただいて、それで何とかやらしていただいております。

しかし、何せ大変老人が多いんで、実際にやれないのが実情です。また、特に綾木地区は、大石地区においても非常に国道の法面というのが多いし、それから県道においても旧県道があります。これの法面作業も大変です。中には10メートルを超すところもあります。そういうふうな対策も大変困っておられますし、草刈り作業についても大変困っておられます。

やはり政策においても、優先順位というふうなことがあります。先ほど、市長さんがはっきり言われましたけど、やはり一番住民が困っているのは何か。まあ、困っていることが非常に多いんで難しいんですけど、財源があれば、本当何もかも皆できるわけですけど、特に、こういうふうなことについては温かい心を持った形で、ひとつこれからも対応していただきたいと。いわゆる人を人間として扱うというふうな形でぜひやっていただきたいというふうに思います。

そして、まだ、市当局も全市的なものは全然、先ほどの答弁等を見ますと把握されていないような気がいたします。どこで、どういうふうな作業をしておるのか。また、先ほど言いましたように、メートルでなしに面積的にどういうふうになっておるか。河川・道路を含めたものを、特に道路においては先ほど言いましたように、

市道でなくして国道・県道、こういうものを含めて、このものが主になるわけですが、そういうふうなことをひとつ全市的に私は調査をして実態を把握していただきたいと。

そうしないことには、これから次の対策が立てられないと思います。ぜひこれはやっていただきたいと。これ、今すぐ回答は求めません。しかし、先ほど言いましたように、もう平成21年度、5月過ぎ、6月ごろから特にこの草刈り作業は始まりますので、早急にこの問題については立ち上げていただきたいと。

特に先ほど言いましたように、秋芳町で出ているそういう形のものについても、余りにも、こういうふうに今まで私は知りませんでしたから、別にどうとは思いませんでしたけど、こういうことを聞くと、秋芳町には出て、なしてよそには出んのかというような非常に疑問を感じます。

恐らく、聞いておられる方もそういうふうな疑問を感じられたと思いますけど、そういうふうないいところをどんどん全市的に広めていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、事故が起きてからでは大変遅いので、市民の窮状を、ひとつ弱い人たちの声を吸い上げていただいて、心のこもった温かい心の通ったひとつ政策を市長さんも、まあこれ、市長さんも、そういうふうにしちんといろんな公約を掲げておられます。実行することが大切であると訴えておられますし、また、地域バランスと均衡のあるサービスに取り組むということも、市長さんも立候補されたときにも、そういうふうな公約を掲げておられます、ど根性で取り組むと。

ただ、計画計画で終わるんじゃなしに、実際に、この実行、実行というふうにも二度言われておりますけど、そういうことが大切であるというふうにも訴えてこられました。ぜひひとつ実行に移していただきたいというふうに思います。

住民自身も自治意識というのは非常に高いんです。実際に、自分たちの住むところは自分たちの手できれいにしとかんにやいけんと。せっかく、この前、缶拾いして道路をきれいにしたのに、またごみが落ちると。わざわざ車をとめてごみを拾ったりと、自分たちの地区を非常に環境整備には力を入れて一生懸命やっておるんです。ぜひ、このような気持ちを十分くみ取っていただいて、ひとつ限界集落というようなところも非常に多いわけですので、特に、この面については、市長さんの腕の見せどころといいますか、ひとつ実行をぜひ約束どおりしていただきたいとい

うふうに思います。

いろいろ申し上げましたけど、最後、これは回答は要りません。私のいわゆるいろんな考え方を申し上げて質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 大中議員の市民の方に向ける温かい熱い気持ちがよくわかりました。私にとっても非常に大切な美祢市民の方でございます。

今、いろんな調査のことをおっしゃいましたね。私、市長に就任して以来、交通のこととか、病院のこととか、いろんなアンケートを今お願いして、また、市民の方にちょっと御負担をかけることになると思いますけれども、やはり実態を把握するというのは、政策、おそらく事業が実行する上において非常に重要な段階のものでございますので、今言われたようなこと、どういうふうな今、集落が状況にあって、そしてどういうふうな形で地域を守っておられるかということにつきまして、早急に調査を上げさせます。

ここで私がさせますという言葉を使いましたらすることになりますので、ということ御理解いただきたいと思います。

.....  
議長（秋山哲朗君） この際、暫時2時10分まで休憩をいたしたいと思います。

午後1時54分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岡山隆議員。

〔岡山 隆君 登壇〕

2番（岡山 隆君） 皆さん、こんにちは。公明党の岡山隆でございます。本日、2番目の登壇となりますので、どうか最後までお付き合いのほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして最初の質問をいたします。

現在、梅・桃の花が至るところで咲き誇って、生き生きとした雰囲気を醸し出してあります、春3月であります。

一方、最近公表された各種の経済指標は、実態経済の悪化に伴って景気総崩れの

惨状を呈しております。だからこそ、政府は経済政策を総動員し、景気総崩れに歯どめをかけるため、景気経済・金融・雇用支援策へ、総額75兆円事業規模の総合経済対策を打ち出しているところであります。

世界的な景気悪化という「寒空」を吹き飛ばし、冷え込んだ家計に「春」を呼び込むため、生活支援としての総額2兆円規模の定額給付金が、各市区町村に支給されることが決定しました。

美祢市におきましては、4億6,600万円と事務費として1,400万円が支給され、同時に、子育て支援策としての子育て応援特別手当の支給については、2002年4月2日から2005年4月1日に生まれた第2子のお子さんに3万6,000円が支給されます。

既に、全国の市区町村1,804団体のうち1,279団体(71%以上)が年度内の給付金の申請書を送付を予定しております。実際に2008年度内に給付を始める予定の市区町村は400団体以上、2月20日現在でありますけれども、そうした定額給付金については、家計を応援するための生活支援の側面と景気の悪化に対応するため、消費喚起による地域経済活性化という二つの意味合いがあると言えます。

定額給付金は、必要経費も含めて全額を国が負担しますが、事業の実施は市区町村のため自治体で予算計上が必要であり、あらかじめ支給額と関連経費を予算化しておれば、衆議院で第2次補正予算の関連法案が成立後、速やかに市民の皆様への給付が可能となるわけであります。

政府与党の2009年度の税制改正大綱の中で、抜本改革へ向けた検討課題に挙げられている「給付つき税額控除」について、給付つき税額控除とは何か。所得減税を行った場合に、恩恵の及ばない課税最低限以下の世帯に差額を給付するというのが基本的な感の方であると東京財団、森信上席部員が語っております。

定額給付金と同じスタイルの減税は、アメリカ、イギリス、カナダなど先進国で導入・拡充され、世界的な潮流となってきました。また、お隣の韓国は、勤労奨励金、台湾では国民1人に消費券1万円が支給されております。

今や地域経済活性化の目玉になろうとしているのが、とりもなおさず定額給付金であります。国民の8割以上が受け取ると答えております。全国の多くの自治体も、定額給付金を地域の活性化につなげようと、プレミアム(割増)つき商品券発行を

決定しております。

他市の実施状況では、定額給付金に連動して10%のプレミアムつき商品券を発行し、4月ごろに実施予定となっております。商品券の発行総額は自治体によって異なりますが、1億から5億円程度、割増分については1,000万円から5,000万円、印刷や広告の費用等は地域活性化・生活対策臨時交付金等を充てておるわけでありませう。

商品券は、1冊が1万1,000円分(500円券22枚つづり)を市役所または商工会の窓口で1万円で販売し、購入できるのは16歳以上で、市外在住者も可、1人1回、5冊まで購入できるようになっております。

自治体が世帯主に振り込む定額給付金の支給額を決定して、世帯主の口座に振り込まれるわけでありませう。そして、現金を市役所または商工会の窓口に行ったならば、現金と引きかえに、必要とする枚数の商品券が引きかえできる方式になっているわけでありませう。

今後、美祢市の消費拡大を図るため、美祢市内限定版のプレミアムつき商品券発行を検討されているのか、実施されようとするならば、どのようなスタイルで実施されようとお考えなのか、村田市長にお尋ねいたします。

また、美祢市として、定額給付金4億6,600万円と子育て応援特別手当1,458万円を合わせて4億8,058万円について、落ち込んでいる美祢市内の消費を喚起するため、商品券の発行以外にどのような消費拡大をお考えなのか、消費拡大への広報活動も併せてどのようにお考えをされているのかどうかお尋ねいたします。

続きまして、子育て支援策についての質問に移ります。

現在、美祢市においては、昨年4月1日から妊婦健診を5回と、前期・後期の超音波無料検診の拡充がなされております。一昨年までは妊婦健診無料は2回までで、全国平均の5回程度より低い状態でありました。一昨年に妊婦健診無料化を2回から5回まで拡充していただくため一般質問を行い、昨年の4月から合併後の美祢市として5回までの妊婦健診無料化が実施されるようになりました。

しかしながら、子育て支援策などの少子化対策というソフトパワーの面に力を注いでいかなければ、取り返しのつかないことになりかねないわけでありませう。

現在、美祢市の人口は2万9,500人程度であります、平成31年の10年

後には、人口が2万5,000人程度になると言われております。このたびの2008年度第2次補正予算案では、生活支援策として妊婦健診費用を気にせず、必要な回数(14回程度)の健診を受けられる道筋がつけられました。2010年度までの2年間については、地方自治体に対して財政措置をされていない9回分の健診費用が支援されるようになりました。

総合経済対策の75兆円のうち生活者支援として妊婦健診予算790億円が第2次補正予算として組み込まれたことで、市長の専決事項によって実施される可能性が出てきました。

しかしながら、2011年度からは国庫補助措置2分の1の支援策が見込まれなくなりそうです。その際、5回分程度の財政措置はどのように対処するのでしょうか。妊婦健診が9回程度までに縮小されることも考えられるのかどうか、村田市長の御所見をお伺いしたいと思います。

以上をもちまして1回目の質問を終了いたします。

〔岡山 隆君 発言席に着く〕

議長(秋山哲朗君) 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長(村田弘司君) 岡山議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

1点目の定額給付金及び子育て応援特別手当についてのお尋ねについてであります。

定額給付金事業は、景気後退下での住民の不安に対処するため、給付金により住民への生活支援を行うこと、併せまして、地域の経済対策に資することを目的に、平成20年度の緊急措置として実施されるものであります。これは議員、よく御承知のとおりでございます。

給付につきましては、平成21年2月1日を基準日といたしまして、18歳以下が、また65歳以上の方には2万円、それ以外の方々には1万2,000円が支給をされるということになっております。

また、子育て応援特別手当は、現下の厳しい経済情勢において、多子世帯、ですからお子様がたくさんおられる世帯ですね、幼児教育期、これは小学校就学前3年間ですが、の子育ての負担に対しまして配慮をする観点から、同じく平成20年度の緊急措置といたしまして、第2子以降の児童につきましては、1人当たり3万6,

000円を支給をするものでございます。これによって、子育てを行う家庭における生活安心の確保に資するものであります。この二つの事業費は、全額国の補助金によるものであり、このたび、補正予算を計上いたしております。

今後の予定であります。支給につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当を併せて支給をすることとしておりまして、3月末から4月初旬にかけて申請書を各御家庭に御送付申し上げまして、5月中旬からの支給開始を予定しております。

それから、市内の消費拡大を図るためのプレミアムつきの商品券発行を検討しているのか、とのお尋ねでございますけれども、定額給付金事業の目的は、生活支援を行うことと、併せまして地域の経済対策に資するということは先ほど申し上げたとおりでございます。

従いまして、市民の皆様が、それぞれ受け取られました定額給付金を市の経済の活性化のために活用していただくということは、大変ありがたいことでもありますし、私も願っておるところでございます。

その対策の一つといたしまして、プレミアムつき商品券の発行も有効な事業であるというふうに認識をしております。前向きに取り組みたいというふうに考えております。

現在、美祢市商工会から、プレミアムつき商品券への取り組みについての提案がなされておりました。商品券の発行額やプレミアム額等については、現在、商工会で検討中でございます。これ、市も含めまして。事業の詳細が決まり次第、補正予算の御議決をお願いをするようになるんじゃないかというふうに考えております。

次に、行政といたしまして、定額給付金4億6,600万円をどう消費拡大につなげていくのか、とのお尋ねでございますけれども、只今申し上げましたプレミアムつき商品券への取り組みを初めといたしまして、広報紙等を使いまして定額給付金の市内活用を呼びかけさせていただきたい。

また、商工会等の御協力をいただいてキャンペーンを開催するなど、できるだけ多くの市民の皆様へ、これは個人に給付されるものでございますので御理解を得まして、市内で定額給付金を活用していただけるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の子育て支援策についてお答えを申し上げたいと思います。

初めに、妊婦健診の全額無料化への決断についてであります。

近年、母体及び胎児の健康確保を積極的に行うため、妊婦健康診査の重要性の認識が一層高まっているところをごさいます、また、少子化対策の一環といたしまして、妊娠・出産にかかります経済的な不安を軽減をするということは、公費負担の充実を図る必要性が指摘されておるところでございます。

本市におきまして、平成20年度から、妊婦健診の公費負担の回数をこれまでの2回から5回に拡充をいたしまして、現在、実施をしておるところでございます。

12月議会におきまして、さらなる拡充に向け検討し、妊婦の健康管理の充実を図るということを私のほうから申し上げたところでございます。

これによりまして、財政的に厳しい状況下ではありますけれども、妊婦の方が健診費用の御心配をされずに、安心をして出産をお迎えになられますように、平成21年度から妊婦健診の公費負担による回数を14回とするように、新年度の予算計上を只今いたしたところでございます。

受診の時期につきましては、妊娠初期より妊娠23週までは4週間に一度、妊娠24週より妊娠35週までは2週間に1回、それから妊娠36週以降は1週間に1回の受診としておりまして、合わせて計14回の公費負担の妊婦健診をいたしたいとしたところでございます。

また、内容につきましても、今回、国が示した方針に従いまして、風疹ウイルス抗体検査、それからHIV抗体検査、子宮頸がん検診等新たに加え、充実をした内容とさせていただいております。

その他、母子保健事業の一環といたしまして、保健師や助産師による家庭訪問、それから母親学級を開催をいたしまして、妊娠、分娩、育児に対する知識を深めていただきますとともに、心配や御不安に対しまして相談に応じているところでございます。

次に、妊婦健康診査の無料化の継続実施についてでございます。

このたび、平成20年度の国の第2次補正予算におきまして、既に地方交付税措置がなされている5回分に加え、残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助として地方財政措置が講じられるということになったのは御承知のとおりでございます。

それ以降、平成23年度以降につきましては、まだ、国の方針が示されておりま

せんが、今後、妊婦健康診査の実施状況、それから国の動向を踏まえまして、市としても対応を検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

壇上よりの御答弁は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山隆議員。

2番（岡山 隆君） 最初に、定額給付金に関してですけれども、これに関しては、高額の所得者の方も含めて、私の耳に入って、若干入っておりますけれども、給付を辞退されるという方がいらっしゃる。

この場合、いわゆる経費をかけて定額給付金を国に返還するのもいかなことかと思しますので、ぜひ受領を勧められていただきたい。それでも受け取らないのであれば、ふるさと納税もございませし、また寄附を勧められてはいかなかなと思っております。

そういうことで、辞退者が多いようであれば基金等を設立して、寄附金の受け皿を用意されてはいかなことかと思っております。そのお金をしっかりとこの美祢市の福祉や、そして教育費、耐震化の調査費に使うとか、そういう目的を持って使われても、私はいんじゃないかと考えておるわけでありませ。

要らないということは、そうしていただければ、美祢市の財政に私は寄与することになって、村田市長さんも非常に、もろ手を挙げて私は喜ばれるんじゃないかと思うんですけれども、その点に関しては市長さんの御所見をお伺いしたいなと思っております。よろしくお願ひします。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の再質問にお答を申し上げたいと思ひませ。

今、私がもろ手を挙げて喜ぶというふうにおっしゃいましたけど、確かに、市政を運営するにおいて、美祢市をよくするために、その財源となるお金がちょうだいできるのであれば、もちろん私はありがたい、本当にもろ手を挙げて喜びませ。

しかし、壇上でも申し上げましたとおり、これが個人、それから個々の御世帯に対して給付されるものでございませんで、その使い道、それから、それを受け取られるか受け取られないかということにつきましては、個人の判断にゆだねられておるといふことでございませ。

ただし、政府与党、国の方が考えておられるのが、個人の生活援助はもとより、先ほど、これも壇上で申し上げましたけれども、地域経済の活性化、底上げという

ことにも目的がありますので、今おっしゃいましたように、もしお受け取りにならないという方が多々おられるようであれば、その方々に、また御意向をお伺いをして、何らかの形での対応を考えることもあり得るかなということはあるかもしれませんが、まだ今、その基金をつくるとかそういうことは考えておりません。

恐らく、国としてやられる政策的なものでございますので、ほとんどの方がお受けになるんじゃないかというふうに思っておりますので、今、岡山議員も、80%の方が賛成をしておられるというふうに質問のときにおっしゃいましたけれども、現実にこれが給付が始まりましたら、かなり、ほとんどの方がお受けになるんじゃないかというのは私のほうの認識はいたしております。

私のほうは以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山隆議員。

2番（岡山 隆君） そういうことで、今のことは、しっかりとお受けいたしました。

100年に一度の経済危機が、いよいよその姿をあらわし始めたと申しますか、そういった中で、民主党などは、昨年あれほど第2次補正予算を出せ出せと言っておきながら、政府与党が1月5日から国会を開いたわけでありましてけれども、その1月の上旬に第2次補正予算を出せば、この第2次補正予算の執行に必要な関連法案の審議を約1カ月半も引き延ばしてきたわけでありまして。

民主党は、定額給付金のことを毒まんじゅうとか、選挙回収などと下品な言葉で批判しました。村田市長も御存じのように、「Yes We Can」のオバマ大統領は、非常事態の経済金融危機に対し、28兆円の減税をアメリカ国民のために実施したわけでありまして。

定額給付金と同じスタイルの減税は、アメリカ、カナダ、イギリスなど先進国での導入・拡充され、これがある面では世界的な潮流となってきたわけでありまして。

そこで、村田市長にお尋ねいたしますけれども、こういった100年に一度と言われる、こういった経済危機に対処をするための生活支援策である定額給付金は毒まんじゅうなののでしょうか。それとも、春を呼ぶ生活支援策なののでしょうか、どのようにお考えなのかということと、第1点と、そして、この定額給付金、今、5月の中旬ごろから給付が始まると言われましたけれども、何とかゴールデンウィーク

の前に、こういった給付が行えないかどうか、その辺のことを併せて、2点お伺いいたします。（発言する者あり）

議長（秋山哲朗君） 御静粛にお願いします。村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山議員の再々質問にお答えを申し上げたいと思います。

私は、毒まんじゅうという言葉の意味がよくわかりませんが、まんじゅうは大概食べるものでございます。中にはあんこか何か入っていますね。

先ほど申し上げたように、定額給付金というのは、政府は国が国民の方に給付をするものでございます。それをまんじゅうに例えられましたけれども、国民はばかじゃありませんので、毒が入っておると思えば食べないと思います。それが回答でございます。

それと、もう一点何やったかね。

2番（岡山 隆君） 5月の中旬ぐらいに支給されるちゅこと。

市長（村田弘司君） はい。これも今、岡山議員、おっしゃられましたけれども、非常に国のほうでいろいろございまして、この関連法案が成立するのが遅れたということでございます。地方自治体においても、このことについて早く動きたいということがございましたけれども、これを踏まえての各自治体でのこれからの動きになります。

ですから、なるだけ早いうちに経済効果をあらわすという意味でも、早急に事務を進める必要がございます。ですから、その辺については、私も担当部署のほうには指示をいたしますけれども、この5月連休前にいけるかどうかは、ぎりぎりの線だろうと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 岡山隆議員。

2番（岡山 隆君） そういうことで、定額給付金の対応については、市庁舎のほうでしっかりと対応していただく、そういうお答えがありましたので、もう安心して、しっかりと私たちは並木を見てまいりたいと思っております。

また、14回までの妊婦無料健診をいろいろ市の財政状況から見ましたならば、なかなか大変な状況とあると思いますけれども、こうったことを一つ一つ対処をしていくことが定住化策、また少子化対策への対応につながってくると思いますので、どうかそういったソフト面をしっかりと大事にされて、人口がまた減っていかない

ように、そういった施策も併せて、しっかりと御要望お願いし、きょうの一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

.....

議長（秋山哲朗君） 一般質問を続行いたします。南口彰夫議員。

〔南口彰夫君 登壇〕

21番（南口彰夫君） それでは一般質問を行います。

私は、新型交付税措置と美祢市の状況についてお尋ねをします。

そもそも地方交付税とは、地方自治体の財源を補償するための制度だと。しかも、全国どこでも地方間の格差がないように、必要な住民サービスが、できる限り公平に、また提供できるための手段として、ある面自治体間の財政力の差を調整する。さらには、標準的な行政サービスを自治体ができるようにすることを目的にして設置されているものです。

しかしながら、2006年、当時の自民党、もう一つ与党の政党があったんですが、ちょっとよく覚えていないので、自民党、小泉内閣と竹中大臣が、これを新型交付税というものに見直すということを検討を始めました。少なくとも私の調査では、地方交付税の財源の予算が、平成15年で約21兆円あったものが、平成18年の予算では16兆円に落ちています。

さらに、この3年間の間に、当時、小泉内閣、竹中大臣は、従来の地方交付税は規律の緩みやすい仕組みとなっていると批判をしながら、これを一層わかりやすいように簡素化させることが必要だということで地方自治体に推し進め、新型交付税が導入をされています。

しかしながら、これが地方間の格差、さらに一層体力の弱い地方自治体を切り捨てるということで、本格的な格差社会が始まったんだということが言われています。

しかしながら、その後、導入後の美祢市の状況が、合併等で分析が困難なところとかあるかと思いますが、まず、その点についてお答え願いたと思います。

次に、家族旅行村など指定管理に対する市の指導管理のあり方です。

これはさきの議案として企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団に指定管理が決まっています。若干、私ごとですが、美祢市中高年雇用福祉事業団の設立について、若干述べさせていいたきたいと思います。

私自身、平成3年から平成15年の3月末まで、市会議員として職務についてい

ました。平成15年の4月に立候補をしないで、私自身は、みずからが長年やってきた活動に専念したいということで、この事業団というものは、中高年事業団は、全国の失業対策事業の打ち切りによって、地方自治体でそれまでの業務を引き継ぎ、当時、山口県知事の設立の認可を受けて、山口県では下関市、小野田市、現在の山陽小野田市、宇部市、山口市、下松市、光市等のそれぞれの地域に合った対策事業を継承し、とりわけ宇部、小野田、美祢では、炭鉱閉山とともに、炭鉱離職者を対象とした実業団として発足をしました。約30年前の話ですが、とりわけ事業団のその性格は、失業対策事業と併せ、地域の雇用や福祉に貢献をするということで、山陽小野田市では約70名の中高年の労働者と併せながら、社会福祉事務所から市の福祉事務所から推薦をされた障害のある方々10名と一緒に、野球場等のグラウンドの管理等に当たっていました。

その後、時代の流れとともに、ニートやフリーター、さらには不登校児などの就労の支援を援助するという目的で、今日まで活動をしてきています。

美祢市においては、平成15年6月に山口県知事に設立認可申請を行い、発起人4名、出資者7名で、出資金35万円の届け出をしています。

その後、平成15年の4月2日に法人設立の認可がおりて、さらに、その年の平成15年に、9月の2日に、地方自治法の改正に伴い指定管理者制度が法律上実施される、そうした経過の中で設立時の初代の理事長は、私、南口彰夫です。

そうした中で、翌年の平成16年よりサンワーク、美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者として施設の管理に当たっていました。

その2年間の実績報告が、全国の指定管理者制度導入実例集という形で、山口県では初めて、美祢市のサンワーク美祢の具体的な活動事例として掲載をされて報告をされています。

特にサンワーク、事業団の美祢市における事業団の設立と果たす役割は、中高年に限らず、雇用の促進、失業対策、とりわけ近年では、ニート、フリーター、不登校の児童をどう就労の機会を見つけ、さらには社会の一員としての役割を自覚させていくかということが非常に大事だと。

特に、毎年、ことしも昨日、山口の山口高校の卒業式が行われたんですね。そこに、サンワークの窓口で管理をしていた男の子が3年間をかけて卒業をし、福岡のほうに進学をしてきました。

昨年も、同じように山口高校の通信制を卒業して、今は宇部の福祉施設で働いています。さらに、その前の年は、同年だったですかね、同じように製造する菓子工場の責任者として働いて、少なくとも、それまでニートとか不登校児と言われていた子供たちが、行政のある面、支援を受けながら、そうした施設や、また建設課から仕事が出されていた道路維持整備の業務にかかわりながら、働く機会を得ながら、さらにはヘルパーや経理の簿記等、資格をとりながら社会の中で働いて生きていく、こういう自信を持って生きる生き方をしていくと。その手助けをするのが私たち事業団の役割だという自覚を持っています。

そうした経過の中で、事業団が、このたび、家族旅行村という美祢市の最も大きな事業に参加するに当たって、ひとつ幾つか気になる点があるんですが、事務所の所在地は、美祢市大嶺町東分の市の当時、遊休地を賃貸しているはずですが、その後の現状、それから土地の管理上のいろんな面での措置がどうなってるのかといった点をまずお聞きしたいと思います。

さらに、指定管理者の報告義務という点なんですが、私自身が約2年間かかわって、年度末の報告が年2回だけ義務づけられているんですが、これでは、これからますます複雑になってくる指定管理者の業務が、おろそかになる点が心配されます。

市のほうの管理も不十分が生まれてくるのではないかと思います。年に1回になっているこの管理体制も、管理する側も、される側の立場を考えて、非常に不十分だと思っています。

こうした改善が必要であり、さらに現在では32施設になっていますが、こうしたものに、さらに今後、民間の事業所がかかわってくるが多くなってくると思います。指定管理者のみならず、委託業務、それから公共工事にかかわる業務など、管理する側とされる側が、より一層業務が円滑に進むためには、きちんとした管理体制をとっていくことが望ましいと思いますので、その点についてもお答え願いたいと思います。

3点目の公共事業と指名制度の現状、さらに今年度から設置されました監理課の果たす役割について、とりわけ新しい美祢市になって管理課が設置されています。その果たす役割が非常に重要になってきていると思います。

さらに、先ほど申したように、指定管理者委託業務にかかわらず、いろんな形で公共事業も法律・規則の規制がなされていると思います。そういった点も含めなが

ら、これからがますます重要になってくる民間企業の参入に関して、きちんとした対応がとれるようにしていくことが必要だと思います。

以上の点で、まずお答えをしていただきたいと思います。

〔南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の新型交付税措置と美祢市の状況についてであります。

新型交付税につきましては、地方交付税改革の一つの道筋といたしまして、算定方法の抜本的な簡素化を図りまして、交付税交付額の予見可能性を高める、ですから、将来的にどの程度の交付税がかかってくるかということなんですね、国が予見性を高めるという観点から、人口と面積とを基準に地方交付税の配分額を決めていこうとする考え方ございまして、先ほど南口議員が御質問のときおっしゃいましたように、小泉内閣時代の竹中平蔵総務大臣、当時の、私的な懇談会「地方分権21世紀ビジョン懇談会」が提示をいたしまして、当時の竹中大臣が、平成18年5月10日の第11回経済財政諮問会議に提出をいたしてのものであります。

当初、従前の算定方式に比べまして、過疎の地方や離島にとって配分額が減少し、不利になるというふうに言われていましたが、全国市長会など地方関係6団体は、地理的条件や人口構造など地方自治体の多様性を反映した算定方法や、新型交付税の割合等について激変緩和措置を要望した結果、地方団体の財政運営に支障が生じないように、変動額を最小限にとどめるよう制度設定がなされ、平成19年度から導入されたところでございます。

新型交付税の導入に当たっての基本的な考え方は、「国の基準づけがない、あるいは弱い行政分野から」新型交付税を導入するので、国の法に基づいて、地方公共団体が行っております事務事業に要する経費については、従来の交付税の算定方法によって財源補償をするようになっておるところでございます。

また、人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を、行政コストが違いますので、行政コスト差を反映するとともに、離島、離れ島ですね、過疎など、真に配慮が必要な地方公共団体に対する仕組みが確保されているだろうということになっております。

平成18年度の交付税算定額を基準といたしまして、今、申し上げた新型交付税導入によります影響額を試算をいたしました。この結果、その当時はまだ旧一市二町でしたから、旧一市二町では、従前の交付税体系と新しい交付税体系では、5,500万円程度の減額になるの結果が出ております。

なお、平成19年度以降については、算定において対比できる基準がないため、影響額の試算は困難な状況にあります。

新型交付税導入によります本市の財政は、先ほど申し上げましたように、従いまして厳しさを増したと考えられておりますけれども、住民サービスの低下を招くことのないよう、平成21年度予算の編成をいたしたところでございます。

それから、2点目の家族旅行村など指定管理者制度に対する市の指導管理のあり方についてであります。

秋吉台家族旅行村につきましては、平成21年3月31日をもって、これまでの指定期間が満了いたしますので、平成21年4月から3年間にかかわる指定管理者について、改めて選定を行ったところでございます。

選定に関しましては、公募、公に募りまして、公募を行い、公正に選定審査委員会による事業者の選定を行ったところであり、さきの臨時会におきまして、臨時議会ですね、臨時会におきまして、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を選定する御議決をいただいたところであります。

企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団につきましては、山口県により平成15年に認可された団体でありまして、事務所は先ほど南口議員がおっしゃいましたが、美祢市大嶺町東分に設置をされております。

なお、事務所用地につきましては、市有地、美祢市の土地ですね、市有地を賃貸をしておりますが、事務所建物については建築確認が行われておりまして、また、市への土地の賃借料、それから建物の固定資産税及び法人市民税につきましても未納はなく、納入をされておられます。

それから、指定管理者につきましては、現在、市が制定をしております「美祢市指定管理者制度導入にかかわるガイドライン」に基づきまして、指定管理者の指定・運営について定めておりますけれども、各施設の性質や目的が多岐にわたっておりますので、このガイドラインの内容につきましても、さきの臨時会で私がお答え申し上げたとおり、性質や目的に応じた整理・見直しを図りまして、指定管理者

の指定について、さらに推進をしてみたいというふうに考えております。

それから、南口議員が御指摘になりました指定管理者の年に一度の報告につきましても、回数をふやすなど、市と指定管理者との連携を密にいたしまして、制度の趣旨に基づく運営になっているかどうかを検証してまいるという所存でございます。

3点目の公共事業と指名制度についてのお尋ねであります。

まず、公共事業と指名制度の現状についてであります。公共事業は市民生活の環境整備、それから暮らしの利便性の向上、それから産業振興の基礎となる道路網の整備、さらに食料の供給に関係のある農業施設の改善など、その果たします役割は大きいものがございます。

また、その一方では、公共事業は地方に、市でいえば美祢市に、本市に雇用、雇い口ですね、雇用を発生させ、地域の活性化にも寄与しておりまして、工事を行われます建設業は、地方の重要な産業の一つでもあると認識をいたしておるところでございます。

昨年の3月に新美祢市が誕生いたしまして、現在まで、ほぼ1年が経過をいたしました。これまでに、新市の公共事業として市道の道路改良工事、それから舗装工事、上水道の区域拡張工事、旧美祢市内の公共下水道工事、老朽ため池改修、それから圃場整備などの農業施設の工事、さらには長登銅山文化交流館新築工事など、数多くの工事を発注をいたしております。

次に、新美祢市の指名制度の現状でありますけれども、地方自治法では公共工事の契約について一般競争入札、それから指名競争入札、それから随意契約の三通りが示されておるところでございます。

この3点につきましては、それぞれ長所、短所がございますけれども、本市におきましては、ほとんどの工事において信頼できる業者選定が可能なことから、一定の競争性が保たれるということもあります。

また、発注者及び入札参加者ともに入札事務が簡素であるということ、従いまして短期間で発注できるということ、などの利点を持っている指名競争入札方式で施工業者を決定しているところであります。

この指名競争入札で最も重要な部分は業者選定でございます。公正で公平に業者を選定するためには、現在、美祢市では二つの指名審査会を設けておるところでございます。

一つは、金額が500万円以上の工事の指名業者を選定審査する審査会でありまして、第1指名審査会と称しております。これにつきましては、副市長を会長といたして、各部長、総合支所長、各課長を構成員とする審査会でありまして、業者の施工能力、それから地域性、さらに公平性をかんがみまして、市全体の状況を考慮しながら審査をしております。

もう一つは、金額100万円以上500万円未満の工事の指名業者を選定いたします第2指名審査会でありまして、監理課長を会長といたしまして各課長を構成員としております。審査の状況につきましては、第1指名審査会と全く同様でございます。

この二つの審査会によります指名業者の審査は、指名競争入札を行う上で非常に重要な手続でありますので慎重に行う必要がございます。工事担当課から工事の目的、それから工事内容、施工場所、施工時期、地元関係者などの説明を受け、各委員からの意見を聴取し、慎重に審査、選定を行っております。

また、業者選定につきましては、県内を初め全国から指名競争入札参加願が提出をされておるところであり、指名可能な業者の数は膨大であります、市内業者を中心に選定を行っているところでございます。

次に、監理課の果たす役割についてですが、この監理課は新市発足に伴いまして新たに創設された課であり、業務の内容といたしましては、まず、指名競争入札と密接に関係しております指名競争参加願の受付業務、建築工事を含む建設工事や測量、設計の業務の指名参加願は2年ごとの更新となっております、来年度が更新時期に当たりますので、平成21年度、平成22年度の参加願の受付をこの2月に行ったところでございます。

今年度から、新たに市庁舎で使う物品の納入業者の受付も行っております。そのほか各課で行う公共工事の指名審査にかかわる事務、さらに各課の工事に関する入札の手続事務及び入札、そして工事が完成した後の工事検査が監理課の主な業務となっております。

この監理課を創設いたしました各課の創設につきましては、各課の工事にかかる指名審査、入札及び工事検査を一元的に行うことができるということ、よって、指名審査や入札手続におきまして、より透明性を高めることを目的としております。

また、事業を行った所管課による検査ではなく、監理課が検査をするということ

によりまして、一線を画し、より公正な立場からの検査ができるようにしたものでございます。

以前にもまして、それぞれの公共工事が適正に行われますよう、工事を直接所管する各課と切磋琢磨しながら業務を遂行していくことが、公益の拡大につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、公共工事の入札及び契約に関しましては、市民の疑惑を招くことのないよう、公正、公平な指名競争入札でなければならず、そのためには、入札及び契約の過程、並びに契約の内容の透明性の確保、入札に参加する者の公正な競争の促進、さらには談合や暴力団の排除を徹底をいたしまして、公共工事が適正に施行されるよう、今後とも努力していかねばならないと考えているところでございます。

壇上よりの答弁は以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ここで、財政課長か、そのほうがいいじゃないかと思うんですが、従来の地方交付税は、先ほど申したように、地方自治体のそれぞれの地方自治体に行政サービスに不均衡があっちゃいけんと。できる限り均一したサービスが受けられるようにという趣旨のもとに、国が地方にかわって徴収する地方税であるという側面があると位置づけられ、所得税、法人税、酒税、消費税など、国税の一定割合が基本財源となっていたんですね。

ところが、新型に変わって、実際にどう、そのどこが簡素化をされ、どうしていったかというのは、ちょっとよく理解できんですが、少なくとも、当時の小泉、竹中大臣の主張で、その後の3年間で約5兆円の地方交付税を削減したいということは、公式・非公式にも懇談会を通じて報告も含めて、公式・非公式も含めて取りざたされていた。

ですから、地方公共団体の6団体が一齐に意見を上げた。で、地方の公共6団体といえば、都道府県知事会、と同時に都道府県議会、これが2団体になりますから、それに合わせて市長会がありますね、それで市議会議長、議長会ですね、それに町村会と町村議会議長会と、この6団体が一齐に批判的な意見等、税制見直しを求めて意見を上げた。

特に、長野県知事や島根県知事は、こうした過疎に一層拍車がかかると。同時に、

地方交付税の実施的な削減が格差に拍車をかけるということで訴えていた。

その後、導入と併せて、ところが、特に山口県では、地元の代議士が総理大臣になったため、特にここの議論が弱かった。よそでは相当県議会でも市議会でもいろいろ議論をされたんですね。実質的にどう新型が導入されることによって、交付税措置が削減されたのかということで議論をされているんですが、何となく安倍総理大臣のとき、残念ながらここいなかったので、私が。そういう点も含めて簡潔にお答えください。

国はあくまでも、より人口の少ないところでも、年間1,000万円程度から3,000万円程度の地方交付税の削減をもともと目指してやっておるんです。

ところが、いろいろ抗議や見直しを求める声に押されて、ある程度是正されたという側面はあるんですが、実質的に美祢市から見れば、合併を含めて、やっぱりそれなりの予算が厳しくなる一因になっているということは言えるんじゃないですか。議長（秋山哲朗君） 羽根課長。

総務部財政課長（羽根秀実君） 南口議員さんの御質問にお答えいたします。

先ほど答弁の中でもありましたように、旧一市二町での平成18年度での基準で算定いたしましたら、5,500万円程度の減額となっております。このことから、先ほど答弁のありましたように、美祢市におきましても、この削減の影響というのは、財政上非常に厳しい状況になると考えております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 何党がええとか悪いとか抜きにして、実際に国のいろんな税制度が、美祢市のような小さな市にとってどういう影響を与えるのかということは、しっかり見ておきながら、議会としても議論をしながら、必要であれば、県であろうが国であろうがきちんとした意見を上げるということが、今後必要だと思います。

とりあえず、交付税措置の問題についてはさせていただきます。

それから、先ほどの指定管理者と公共事業のかかわり合いをまとめて質問にかえたいと思います。

一般的に公共事業と言われれば土木建築なんですが、土木に工事にかかわる基準の指導と言えは、指定管理者や委託事業については、今やっとそのガイドラインを作成をしていくと。で、その中で、より担当課と指定管理の管理する業者と詰めて

いくと。ですから、詰めていくためには年2回の報告では、決算も併せて不十分ではないかと。少なくとも私は、年に4回、四半期の3カ月に1回程度、少なくとも財政運用、美祢市から委託費を預かっているわけですから、その財政管理している財政の運用も含めながら、市の目的に沿ってきちんとその施設が市の目的に沿って運営されているとかどうか、ここでチェックするためのというのではなく、市がそのものの施設の有効活用さをさせるというための指導をより強めていくことが必要んじゃないかということを御提言したいんです。

これが、公共事業にかかわっては、ここに参考資料として山口県土木施工管理基準と、こういう基準書があるんですね。さらには、施工計画書作成マニュアル、これ簡単な工事をするときには、必ずそれぞれの施工管理をするためのマニュアル書の提出を求められるんです。

私も、これに2年間取組んで提出したことがあります。で、この中身をよく御覧になっていただきたいと思うんですね。

それから、業者にとってますますややこしくなっているのは、他市の団体なんです。私が役員をやっているところでも、廃棄物処理等にかかわる法律等といって簡単に出しただけでも、これだけあるんです。この中の一番厄介なやつが、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律というのがあります。

で、この中に、早い話が、公共工事を発注する際に、解体をしようが何をしようが、建築物を建てようが、そもそもの計画の中で、建設業を営むものの責務ということで再資源化、出てくる建設資材の再資源化に、まあ、いろいろ書いてあるんですけど、使用するようにならなければならない。

さらに、発注者の責務、国の責務、地方公共団体の責務、市町村は国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進する必要な措置を講ずることに努めなければならないということになれば、直接市が直営で事業を行うわけではないんです。

ですから、業者に対して、当然、使う資源も含めて、再資源をしていくマニュアルも含めながら、どうコストを落としながら、しかも環境に優しい事業の進め方ということに努めていかなければならないということを法律で次から次へつくっていきよる。業者はたまったもんじゃないと思いますよ。

私自身、それから施工管理計画の中に出てくる、だれか持ちちょらんか、これ。

だれも持ってないか。この142ページ、環境対策とか騒音・振動対策とかいうのは、近隣する住宅は約300メートル離れており、工事内容も特に騒音・振動を発生するおそれは少ないが、構造物等取り壊しのときは、特に慎重に作業を行うということをおそらくとも書けと言っているんですね。

へで、さらに水が汚れたときには監督職員、監督職員というのは市の職員ですね、直ちに報告するとか、ごみ・ほこりの処理というのがある。工事現場で発生するごみは設置したごみ箱に処理し、毎日の就業時に現場により搬出する。工事完了時には、余剰資材や残骸等をすべて撤去し、現場及び工事にかかわる部分の清掃を行うとか、環境、その他周辺住民から苦情等が寄せられた場合は、その内容を十分確認の上、対応をした状況とともに直ちに監督職員に報告するという小さなことまで、それから品質管理、安全管理、朝の朝礼の点呼まで含めて厳しくマニュアル書が策定されています。

ところが、業者は少なくとも、このマニュアルを策定して市に提出しなければ、請負契約を結ばんはずなんですね。で、そういうこのマニュアルどおりにすべてをやらなければならないのなら、管理する側がそれをすべて把握して、きちんと管理報告書なりを作成をして保管をしているのかどうか、そこまでやれるのかどうかを少なくとも担当課のほうでお尋ねをしておきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 齊藤課長。

総務部監理課長（齊藤 寛君） 南口議員さんの再質問のことをございですが、最後のほうに重点があったと思いますが、施工計画書を策定したときに、業者のほうでそれを守られなければいけないし、それを果たして市のほうですべて管理しているかどうかという御質問だったと思います。

この施工管理ですが、施工計画書、当然、業者は発注者に出していただきますが、この分につきましては、山口県土木工事共通仕様書に記載がしてありまして、この施工計画書には、先ほど南口議員さんが言われましたように、ごみ・ほこりの処理、いろんなことが書いてありますが、大きく言いますと、工程表とか、現場組織とか、安全管理とか、それから緊急時の体制とか、環境対策、先ほどのごみなどの環境対策、交通管理、これらを監督職員に提出しなさいということになっております。そして、監督職員が特に必要と認めた場合には、さらに追加で計画書を出してください。

また反対もあります。小さな工事で、監督職員が必要でないと思えた場合には、これを省略することができます。

ですから、この施工計画書は、監督職員と非常に密接なかかわりがありますし、最終工事を検査する私たちにも関係があるんですけども、この部分は工事の途中にあります。普通の事業でありましたら、最後にできたものがよければいいという場合が多いんですが、公共工事の場合は途中も非常に大切であります。安全管理もそうですし、地元対策もそうですし、先ほどの交通の状況もそうであります。

ですから、監督職員は、厳密に言いますと、毎日に現場に行くことが求められれば、確かにきめ細かなことができるかと思いますが、監督職員もいろんな現場を持っておりますので、そんなに頻繁には行かれないと思います。

ですから、これらは業者のモラルといいますか、業者と監督職員との信頼関係を持って、公共工事に当たっていくことが最後には必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、途中でもありましたけども、それぞれ南口議員さん、途中で言われましたが、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律、通称、建設リサイクル法と申しておりますが、それぞれ南口議員さん、先ほど言いましたように、国・県・市の役割がそれぞれあります。この法の趣旨を踏まえて、それぞれの機関がそれぞれの監視をして強化していくということが必要だというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） 課長は、思ったことを正直に率直に言われる方だと思います。

今言われたように、現場段階では、監督職員、市の職員ですね、ですから、建設業の業務、入札業務であろうが、ある面、指定管理制度に基づく指定管理者であろうが、それから、さらにいろんな福祉にかかわる委託業務、これにかかわるところの実際の行政の事務や行政のやりとりっていうのは、その現場段階での信頼を原則にして物事を進めんにゃ、先ほど述べたように、このルールのマニュアル書どおりに当てはめてやったんじゃ、双方が仕事にならないということが生まれてくるんですね。

ところが今、残念ながら、美祢市長は裁判所で三つの裁判を訴えられている。この裁判の性格が、私、先日も行きました。私、本会議の初日に、市の情報公開室に

情報の開示を求めているということをお話したと思います。必要であれば、議会では事実を明らかにするしかできないので、こういうことをきちんとやっていないと、すべてに当たってですよ、行政がきちんとすべてに当たって、きちんと対応していないということが明らかになるにつれて、必要であれば、それは司法学か警察かを含めて、刑事事件か民事事件として告訴・告発をするしかない。

たとえの話なんです、少なくとも今のやりとりだけで、少なくとも前の市長の話を云々かんぬんしても始まらないので、村田市長が少なくとも新年度になって1年間のいろんな業務の実績の中から情報開示を求めて、少なくともこのマニュアル、いや、この法律の基準、これに照らして適正な事業と管理が行われていたのかということで開示をしたら不十分さが出てきた。

行政の事務、行政の業務を管理という点で怠っているということを私は訴訟をする必要があるんじゃないかということは今考えている。

相当各課にまたがって訴訟を起こさんにや、いろんな意味での危機管理も含めて、意識をも合併とぐちゃぐちゃになっていますから、持ってもらえないんじゃないかな。

併せて、その半面、少なくとも告発をすれば、行政の業務や事務の不十分があるということは、裁判所ではすぐ明らかになる。裁判官、必ずこう言いますよ。美祿市は、行政の事務や不十分をすぐ認めると。ただし、ここらで書いてくる。その行政の事務の施行に当たって、その不十分さが出てくる。しかしながら、その不十分が何の法律に違反して、何の罰則を与えなければならない、それが罰金に当たるのかどうなのかは、告訴側が証明をしなければならない。

そこから先までは、僕は無責任じゃけ考える必要はないんです。市長並びに市の職員のやっていることが、ええ加減な話だということを裁判所で明らかにして、あとは裁判官に、何の刑罰で何の罰則が必要かを求めれば、裁判は永遠に続くんです。このやり方を私はしっかり勉強したので、できる限り早いうちに、市長の新しい予算と新しい課題が課せられたときに、より一層、勉強しようかなと思っています。

それで、もう一度お尋ねしますが、先ほど、指定管理者、業務委託等も含めていろいろ管理が不十分な点が生まれてくると。そうすれば、私自身が設立した美祿市中老年雇用福祉事業団が、そういった意味でのまた白日のもとにさらされて、ところが私たちの団体に働いているのは、中には福祉から紹介された子供もいるんです

よ。すべてさらけ出せばいいのかといえ、やるんなら徹底的にやらなければならないので。

少なくとも私自身が家族旅行村に議員という立場はあるんですが、これは12月議会で確認したことです、この家族旅行村は人材育成の事業としては、さきの森林組合も相当有効活用をしているので、私自身が直接かかわっていきたい。それについて何らかの法的にも、いろんな問題として問題があるのかどうなのかをこれをお聞きしたい。

それから、2番目に、少なくとも管理のために行政のチェック機能を年に4回、四半期に1回、これを実施していただきたいと思いますが、その必要性をきちんと認識されて、特に体制をとられることが必要ですね、行革推進室も含めて。その体制をとることで、年に4回程度のチェック機能を果たしていただきたい。

それから、宿題になっていた指定管理者がもうかっていたということがほとんどあり得んことなんです。突飛なことで、いろんな意味での何かが高騰、非常に高くなって負担が大きくなるか、ある程度の利益が上がるかといっても、大きくもうかるということは制度上、あり得んことなんです。

そういった点で、さきの儲かっていたのか、それとも大きな負債が出たので、市のほうに、町の時代から、2人の町長を経て市長に大きな負担を求めていたのか、その事実はどう把握されているのか、3点についてお答え願いたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の再々質問ですが、ちょっと全般的なことなんです、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

まず1点、最初に言われたのは、今の家族旅行村、今、現職の議員ですけれども、その指定管理者のほうとかかわっておってもええかという御質問ですかいね、ということですね。

実は、この指定管理制度というのは、さきの臨時議会でも私が申し上げましたけれども、通常の公共事業の発注とかとは全く異質なものでございます。行政処分であるということをはっきり申し上げたと思っておりますけれども、この行政処分という声に基づいて指定管理者制度というのは実施をされております。

実は、私も、於福の道の駅、これは美祢観光開発株式会社ですけれども、美祢市とそれから農協さんのほうに出資をしていただき、社長は私でございます。

市長の私が、法人である私が社長である美祢観光開発株式会社に指定管理をいたしております。ということで、おわかりになるとは思いますけれども、議員であられる南口さんが、今の家族旅行村の指定管理に関して関与をされたところで、私は問題がないというふうに認識をいたしております。

それともう一点、それから報告、指定管理者のほうからの報告ですね、これが今年に1回となっております。それでは不十分ではないかという御指摘だろうと思います。年に1回、きっちり報告をしていただいて、それを精査をして次の年につないでいくという行為をしておるわけでございますけれども、確かに、今の一部上場企業、それから非一部上場企業も、基本的には四半期ごとに決算をされます。それから、年に4回決算をされるということなんです。それから、それがなくても、半期、中間決算をされるということでございます。

ですから、これは民間のほうに指定管理をお願いすることが多い形になっていまして、それに準ずるという考え方でいけば、四半期ごと、ですから年に4回の報告をしていただくということ、それに基づいて、その後の委託期間中の管理のあり方について、市としてもいろんなことを申し上げたいということがいいかなという思いもあります。

ただ、4回というちょっと煩瑣になりますから、中間決算を入れて年に2回ということも考えられますけれども、その辺についても、この間、臨時議会で申し上げたように、指定管理者制度のガイドラインそのものをこれからもっと肉厚なものの中身が濃い、そして充実したものに換えらせてもらうことを申し上げましたけれども、その辺も含めて考慮していきたいというふうに考えております。

もう一点あったですね。もう一点は何じゃったですかね。（発言する者あり）森林組合が今まで家族旅行村を指定管理されて儲かっておるかどうかという御質問ですね。

現実的に、あの広大な地域を環境整備をされて、そしてなおかつ、外から来られるお客さんに対応していただくということですね、大変なことをしていただいております。本当にありがたいと思っております。

結果として、非常に森林組合さんは、自助努力をされたと私は認識をしております。旧秋芳町の時代からやってこられたわけでございますけれども、非常に自助努力がっているというふうに客観的には見ておりました。

当事者となりました私は市長になりましたこの1年間も、いろいろ森林組合の方とお話をさせていただきましたけれども、また、現場も見させていただきましたけれども、本当に森林組合さんは、自分のところが持つておられる森林組合としての別の組織になります、別の業務をしておられますけれども、それをもって非常に自助努力をされて、家族旅行村を環境整備してこられるということで、大変な御負担をかけてきたなという認識は私は持っております。

ですから、儲かるかということをおっしゃいましたが、非常に厳しいかなという認識もありました。

以上でございます。

21番(南口彰夫君) ありがとうございます。

議長(秋山哲朗君) 南口 いいですか。

21番(南口彰夫君) いいです。

議長(秋山哲朗君) はい。(発言する者あり)もう5分あります。

以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。残余の一般質問につきましては、あす行いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後3時36分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成21年3月2日

美祿市議会議長

秋山哲嗣

会議録署名議員

柴崎修一郎

"

田邊諄祐